

第 110 号議案

権利の放棄の件

次のとおり権利を放棄する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業により本市が貸付を行った住宅支援資金については、貸付を受けたひとり親家庭の親が貸付決定後 1 年以内に就労を開始し、又は従前より高い所得が見込まれる転職をし、その後 1 年間就業を継続することにより、当該家庭の経済的自立が促進された場合等に、返還債務の免除の申出を受け付けることとしている。

令和 7 年 12 月 31 日までに申出があり、当該要件に該当すると認められる別表に掲げる 28 件の貸付に係る未償還の債権について、相手方の返還債務を免除するため、当該債権を放棄する。

別表

貸付番号	貸付決定日	免除金額（円）
210001	令和 3 年 11 月 1 日	480,000
210003	令和 4 年 2 月 14 日	480,000
210004	令和 4 年 2 月 28 日	223,000
210005	令和 4 年 3 月 1 日	480,000
220001	令和 4 年 6 月 8 日	480,000
220002	令和 4 年 6 月 28 日	480,000
220004	令和 4 年 8 月 4 日	480,000
220005	令和 4 年 8 月 4 日	480,000
220006	令和 4 年 9 月 16 日	432,000
220007	令和 4 年 9 月 28 日	480,000
220008	令和 4 年 11 月 7 日	168,000
220009	令和 4 年 12 月 13 日	480,000
220010	令和 4 年 12 月 13 日	480,000
220011	令和 5 年 3 月 10 日	480,000
230001	令和 5 年 4 月 25 日	480,000
230002	令和 5 年 5 月 2 日	480,000
230003	令和 5 年 5 月 2 日	480,000
230004	令和 5 年 5 月 2 日	480,000
230005	令和 5 年 5 月 23 日	314,000
230008	令和 5 年 8 月 7 日	480,000
230009	令和 6 年 1 月 24 日	480,000
230011	令和 6 年 2 月 19 日	294,000

230012	令和6年3月29日	144,000
240001	令和6年5月16日	480,000
240003	令和6年6月3日	330,000
240004	令和6年6月3日	480,000
240006	令和6年8月1日	480,000
240005	令和6年8月2日	480,000
合計 28 件		免除金額合計 11,985,000 円

理 由

権利を放棄するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。